

証券コード 3997  
(発送日) 2023年3月13日  
(電子提供措置開始日) 2023年3月8日

株 主 各 位

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地  
株式会社トレードワークス  
代表取締役社長 浅見 勝弘

## 第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tworks.co.jp/ir/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3997/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「トレードワークス」又は「コード」に当社証券コード「3997」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月29日(水曜日)午前10時  
2. 場 所 東京都新宿区市谷八幡町8番地TKP市ヶ谷ビル  
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 9階 「バンケットホール9A」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第25期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第25期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役4名選任の件

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

第4号議案

取締役報酬等の額の改定の件

第5号議案

取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。  
(2)インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。  
(3)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」  
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」  
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役(監査等委員会、監査委員会)が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p style="text-align: center;"><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p style="text-align: center;">日 時</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>2023年3月29日（水曜日）</b> <b>午前10時</b>（受付開始：午前9時）</p>	 <p style="text-align: center;"><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>2023年3月28日（火曜日）</b> <b>午後5時30分到着分まで</b></p>	 <p style="text-align: center;"><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>2023年3月28日（火曜日）</b> <b>午後5時30分入力完了分まで</b></p>
---	--	---

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(議案名)

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

**見本**

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1号・第3号・第4号・第5号議案**

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

**第2号議案**

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

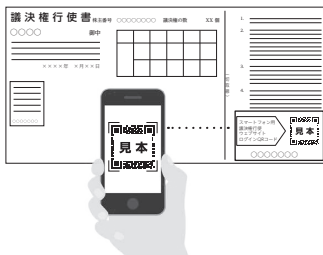
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

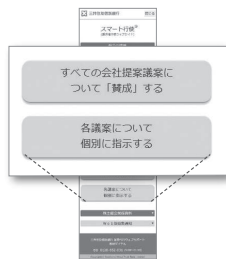
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

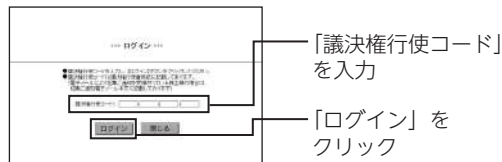
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

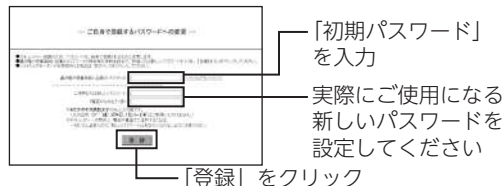
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和等から景気は緩やかながら持ち直しの動きがみられましたが、その一方で、ウクライナ情勢の長期化に加え、原材料の上昇や供給面の制約や急激な円安による企業収益の圧迫及び金融資本市場の変動により、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの属する情報サービス産業においては、産業界全体に変革を起こすDX（デジタル・トランスフォーメーション）という概念とともに、新しい生活様式（ニューノーマル）や新しい価値観のもとで、IT投資はますます多様化し、その重要性は高まり続けています。また、在宅勤務の定着によって、エンドポイントセキュリティを中心に社会全体におけるセキュリティ領域への需要は更に高まっております。

このような状況の中、当社グループは引き続き新分野での受注活動にも注力しつつ、在宅勤務を継続するなど新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら、働き方改革に伴う生産性の向上や業務の効率化を目指し、更なる生産性の重視、品質の向上に努めてまいりました。またこのような環境の下、当社グループは「ユーザーの視点に立って、高い信頼性と安全性を備えたシステムの構築を目指し、金融資本市場の発展と豊かな社会の実現に貢献する」を経営の理念とし、ITのリーディングカンパニーとして更なる飛躍を目指しております。当社グループは、情報・通信技術の進化をお客様のニーズに合わせたソリューションの形で新しいサービスを提供してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,270,911千円、営業利益は318,629千円、経常利益は327,503千円、親会社株主に帰属する当期純利益は200,297千円となりました。

なお、当社はシステム開発事業及びこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、各事業区分別の状況は以下のとおりであります。

#### (金融ソリューション事業)

金融ソリューション事業におきましては、暗号資産取引システム「TradeAgent スマートフォンソリューション」のサービス提供を開始いたしました。また、米国株ネット取引システムを中心とした基盤事業であります証券会社向けソフトウェア開発のサービス提供及びクラウドサービスの提供も順調に推移した結果、売上高は2,880,315千円となりました。

#### (FXシステム事業)

FXシステム事業におきましては、当事業の主力であります「TRADING STUDIO」LIONチャートPlus+機能強化版(PC版)のサービス提供の開始が遅れたことにより、売上高は159,430千円となりました。

#### (セキュリティ診断事業)

セキュリティ診断事業におきましては、当第4四半期において新規顧客へのサービス提供、遅延いたしておりました数社の契約更新により、売上高は41,644千円となりました。

#### (デジタルコマース事業)

デジタルコマース事業におきましては、リアル/デジタル体験型店舗ライブマーケティングCAFÉ manorda岩手店のシステム提供を開始、また、メタバースソリューション第一弾として国政・県政・市政の活動支援のための「広報メタバースソリューション」のサービス提供を開始いたしました結果、売上高は58,506千円となりました。

#### (ソフトウェア受託開発及びITコンシェルジュサービス事業)

ソフトウェア受託開発及びITコンシェルジュサービス事業につきましては、2019年より取り組んでおりますSALESFORCEによる開発の売上が堅調に推移しました。また、新規顧客へのコンシェルジュサービスのシステムの提供及びサービスの開始により、売上高は131,013千円となりました。

事業区分別売上高

事業区分	第 25 期 (2022年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	増減率 (%)
金融ソリューション事業	2,880,315	88.0	—	—
FXシステム事業	159,430	4.9	—	—
セキュリティ診断事業	41,644	1.3	—	—
デジタルコマース事業	58,506	1.8	—	—
ソフトウェア受託開発 及びITコンシェルジュ サービス事業	131,013	4.0	—	—
合計	3,270,911	100.0	—	—

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度中に重要な設備投資は行っていません。
- ③ 資金調達の状況  
当連結会計年度中に重要な資金調達は行っていません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
当社は、2022年3月18日付で、株式会社あじよの全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2019年12月期)	第 23 期 (2020年12月期)	第 24 期 (2021年12月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高(千円)	-	-	-	3,270,911
経 常 利 益(千円)	-	-	-	327,503
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	-	-	-	200,297
1 株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	58.87
総 資 産(千円)	-	-	-	2,178,626
純 資 産(千円)	-	-	-	1,463,169
1 株当たり純資産 (円)	-	-	-	447.20

(注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第24期以前の各数値は記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2019年12月期)	第 23 期 (2020年12月期)	第 24 期 (2021年12月期)	第 25 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高(千円)	1,989,161	2,110,619	2,553,687	3,139,897
経 常 利 益(千円)	125,882	107,986	289,197	358,440
当 期 純 利 益(千円)	89,387	73,311	189,965	228,255
1 株当たり当期純利益 (円)	27.38	22.12	56.34	67.08
総 資 産(千円)	1,748,338	1,807,987	2,098,897	2,094,696
純 資 産(千円)	1,466,073	1,529,449	1,706,115	1,491,127
1 株当たり純資産 (円)	443.60	454.86	497.28	455.74

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 あ じ よ	57百万円	100.0%	業務系システム等の受託開発

(注) 2022年3月18日に株式会社あじよの全株式を取得し、同社を連結子会社としました。

#### (4) 対処すべき課題

当社は1999年の創業以来、「情報通信技術で社会に貢献及およびお客様の繁栄に寄与し、最も信頼されるパートナー」であることを目指して品質向上と技術革新に努めてまいりました。

その上で、環境や需要の変化を捉えながら、高品質で高付加価値な製品・サービスをお客様に提供することが経営の基本方針を具現化するための施策のひとつであるとともに大切な理念でもあります。

当社は、これからの激しい環境の変化にも臆せず新しい取り組みにチャレンジし、今後更なる発展を遂げるために、2022年12月期から2026年12月期までの中期経営計画に取り組んでまいります。

当社は、この中期経営計画の達成に向けて全社一丸となって邁進するとともに、お客様の目線に立った製品開発と品質の更なる改善を行い、システム開発ベンダーとしての地位確立に努めてまいります。

##### ① 技術革新への対応

当社を取り巻く情報サービス業界において、最新技術に対応することは常に重要な課題となります。スマートフォンやタブレットの普及はインターネットの利用をより身近なものとしましたが、同時にシステムの利用環境を多様化させました。当社といたしましても、それらスマートデバイスに最適な技術を追求め、顧客ニーズを満たす製品を提供してまいります。また、システム提供形態も、SaaSに代表されるクラウドを活用した「サービス提供型」に変化しつつありますので、クラウド化に対応したITテクノロジーの研究開発にも取り組んでまいります。

これらの技術力を基礎とした新たなソリューションを開発・提案することで当社の競争力を高め、新たな収益源の獲得に取り組んでまいります。

##### ② 新たな柱となる事業の創出と育成

金融ソリューション事業と共に当事業の両輪を担い、当社の更なる成長の原動力となる新たな柱となる事業創出に注力し、事業機会を探索してまいります。さらに新規事業を育成し、より飛躍させるための仕組みづくりに努めてまいります。

##### ③ 環境変化に対応するための強い人材と組織づくり

技術革新がもたらす様々な環境変化の潮流は、当社を取り巻く情報サービス業界においても顕著であります。これらの環境変化に対応するためには、「各個人が自ら学び考え、これまでの考えに捉われない視点を持って取り組む、そして新しい課題にも積極的にチャレンジしお客様の視点に立って、常にお客様に満足していただけるサービスを提供していくために、既存技術の強化と並行して、新技術にも積極的にチャレンジしていく」という創新の考えのもと行動し、迅速に対応することが重要となります。

④ グループ強化

トレードワークスグループとしてさらに成長すべく、グループ方針である「お客様の期待を超える商品・サービスの継続的な提供を通じてあらゆるお客様のさらなる満足の確保、維持、向上」に沿った形で、更なる連携やシナジーの強化を推進してまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンスの強化

当社はコンプライアンスを遵守し、外部報告の信頼性を確保する内部統制システムを構築・運用することが、ステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことだと考えております。また、当社の企業価値を向上していくためには、経営の効率性を追求し、事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要であると考えております。当社はこれらの考えを実現させるために必要不可欠なコーポレート・ガバナンスの強化を今後も図ってまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響において、経済動向の見極めが今なお難しい状況となっております。当社におきましても、今後の情勢次第で事業活動に影響が生じることを懸念しており、市場や顧客動向を注視し、適切に対処してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

事業区分	事業内容
金融ソリューション事業	金融向けインターネット取引システムの企画・開発 ASPサービス展開 (株式、暗号資産、デジタル証券、NFT、DeFi等)
FXシステム事業	FX会社向け外国為替証拠金取引システム「TRADING STUDIO」の企画・開発・保守運用
セキュリティ診断事業	Webアプリケーション診断・ネットワーク診断 脆弱性自動診断ツール「SecuAlive」の提供
デジタルコマース事業	デジタルコマース関連の企画・開発 プラットフォーム展開 (AR・VR・AI等の次世代技術を用いたEコマース・OMOプラットフォーム・メタバースソリューション等)
ソフトウェア受託開発及びIT コンシェルジュサービス事業	業務系システムの設計・開発 システム導入支援・保守及びITコンシェルジュサービスの提供

(6) **主要な事業所** (2022年12月31日現在)

① 当社

本 社	東京都千代田区神田神保町
神 保 町 オ フ ィ ス	東京都千代田区神田神保町

② 子会社

株 式 会 社 あ じ よ	大阪府大阪市中央区
---------------	-----------

(7) **使用人の状況** (2022年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
145名 (一名)	—

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 当社グループはシステム開発事業及びこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。  
3. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っていません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
115名 (一名)	10名増 (2名減)	39.5歳	6.5年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 9,840,000株  
 (2) 発行済株式の総数 3,441,300株  
 (注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は、10,200株増加しております。  
 (3) 株主数 1,844名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
浅 見 勝 弘	1,138,900株	34.81%
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	179,900	5.50
ス ペ ー ス ・ ソ ル バ 株 式 会 社	165,000	5.04
株 式 会 社 ミ ン カ ブ ・ ジ ・ イ ン フ ォ ノ イ ド	162,000	4.95
三 木 証 券 株 式 会 社	150,000	4.58
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	132,400	4.05
関 矢 智 彦	43,500	1.33
楽 天 証 券 株 式 会 社	33,800	1.03
安 藤 千 年	31,400	0.96
徳 島 直 哉	30,200	0.92

- (注) 1. 当社は、自己株式を169,426株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権
発行決議日		2016年12月15日
新株予約権の数		23個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 6,900株 (新株予約権1個につき300株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 38,100円 (1株当たり 127円)
権利行使期間		2018年12月28日から 2025年12月27日まで
行使の条件		(注) 3
役員保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役には、新株予約権を付与しておりません。  
 2. 2017年8月3日付で普通株式1株につき100株の割合で、2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。  
 3. 行使の条件は以下のとおりです。  
 ①新株予約権は、発行時に割り当てを受けた新株予約権者において、これを行行使することができる。  
 ②新株予約権発行時において当社の取締役又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。  
 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。  
 ④当社普通株式が国内の金融商品取引所に上場するまでは行使できない。  
 ⑤その他の権利行使条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
 該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	浅見勝弘	
取締役	徳島直哉	金融ソリューション事業部長
取締役	安藤千年	管理本部長
取締役	加藤雅也	デジタルコマース事業部長
取締役	梅原久和	梅原久和税理士事務所代表
取締役	引間多美	引間司法書士事務所所長 株式会社ミクリード社外監査役
常勤監査役	森山武彦	
監査役	高橋雅之	高橋雅之税理士事務所代表
監査役	松島秀也	

- (注) 1. 取締役の梅原久和氏及び引間多美氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役の森山武彦氏、監査役の高橋雅之氏及び松島秀也氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役の森山武彦氏、監査役の高橋雅之氏及び松島秀也氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役の森山武彦氏は、長年にわたり金融機関及び事業会社に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
  - ・監査役の高橋雅之氏は、税理士の資格を有しております。
  - ・監査役の松島秀也氏は、長年にわたり事業会社に在籍し、財務業務に携わってきた経験があります。
4. 当社は、社外取締役の梅原久和氏及び引間多美氏、社外監査役の森山武彦氏、高橋雅之氏及び松島秀也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的として決定されるものとする。

なお、取締役の報酬は、2007年3月23日開催の第9期定時株主総会において決議された総額（年額1億円）の範囲内において決定するものとする。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととする。

#### 3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

該当事項はありません。

#### 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

該当事項はありません。

#### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長である浅見勝弘がその具体的内容について委任を受けるものとする。取締役会が代表取締役社長に委任した理由は、各取締役の担当職務について評価を行うためには、当社全体の状況及び各取締役の業務執行状況を掌握している必要があり、代表取締役社長が最適であると判断したことによる。なお、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額とする。



6. その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項  
該当事項はありません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	78,020千円 (5,520)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	12,300 (12,300)
合 計 (うち社外役員)	9 (5)	90,320 (17,820)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給していません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2007年3月23日開催の第9期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち社外取締役0名）であります。  
 3. 監査役の報酬限度額は、2017年3月28日開催の第19期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

③ 社外役員が親会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役梅原久和氏は、梅原久和税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役引間多美氏は、引間司法書士事務所所長及び株式会社ミクリードの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役高橋雅之氏は、高橋雅之税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 梅原久和	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 引間多美	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、司法書士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 森山武彦	当事業年度に開催された取締役会18回の全て、監査役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関及び事業会社での業務経験及び監査役経験に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 高橋雅之	当事業年度に開催された取締役会18回の全て、監査役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 松島秀也	当事業年度に開催された取締役会18回の全て、監査役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・法務等に関する経験に基づき、適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人シドー

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人シドーは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,354,134</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>539,260</b>
現金及び預金	688,292	買 掛 金	123,629
売 掛 金	195,620	1年内返済予定の 長期借入金	9,686
仕 掛 品	406,588	未払法人税等	3,600
そ の 他	63,633	前 受 金	344,863
<b>固 定 資 産</b>	<b>824,492</b>	賞 与 引 当 金	3,798
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>77,895</b>	そ の 他	53,682
建物及び構築物	48,292	<b>固 定 負 債</b>	<b>176,196</b>
そ の 他	29,602	退職給付に係る負債	111,783
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>269,144</b>	そ の 他	64,413
の れ ん	121,026	<b>負 債 合 計</b>	<b>715,456</b>
ソ フ ト ウ エ ア	147,964	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
そ の 他	153	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,460,427</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>477,452</b>	資 本 金	312,089
投資有価証券	272,991	資 本 剰 余 金	302,089
敷金及び保証金	117,905	利 益 剰 余 金	1,046,640
繰延税金資産	57,572	自 己 株 式	△200,392
そ の 他	28,983	その他の包括利益累計額	2,742
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,178,626</b>	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,742
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,463,169</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>2,178,626</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

( 2022年 1 月 1 日から  
2022年12月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,270,911
売 上 原 価	2,438,683
売 上 総 利 益	832,227
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	513,598
営 業 利 益	318,629
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	19
受 取 家 賃	558
受 取 保 険 金	2,589
助 成 金 収 入	2,373
そ の 他	3,377
8,917	
営 業 外 費 用	
そ の 他	43
43	
経 常 利 益	327,503
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	4,310
損 害 賠 償 金	25,830
30,140	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	297,362
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	17,756
法 人 税 等 調 整 額	79,308
97,064	
当 期 純 利 益	200,297
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	200,297

# 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,248,814</b>	<b>流動負債</b>	<b>510,015</b>
現金及び預金	611,221	買掛金	125,677
売掛金	170,105	未払金	12,490
仕掛品	404,726	未払費用	16,862
前払費用	21,844	前受金	344,510
未収還付法人税等	30,385	預り金	10,473
未収還付消費税等	10,084	<b>固定負債</b>	<b>93,554</b>
その他	446	退職給付引当金	93,554
<b>固定資産</b>	<b>845,881</b>	<b>負債合計</b>	<b>603,569</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>77,815</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物	48,292	<b>株主資本</b>	<b>1,488,384</b>
工具、器具及び備品	29,523	<b>資本金</b>	<b>312,089</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>148,118</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>302,089</b>
ソフトウェア	147,964	資本準備金	302,089
その他	153	<b>利益剰余金</b>	<b>1,074,597</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>619,948</b>	その他利益剰余金	1,074,597
投資有価証券	272,991	繰越利益剰余金	1,074,597
関係会社株式	189,950	<b>自己株式</b>	<b>△200,392</b>
長期前払費用	3,806	<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,742</b>
繰延税金資産	41,294	その他有価証券評価差額金	2,742
敷金及び保証金	111,905	<b>純資産合計</b>	<b>1,491,127</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,094,696</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>2,094,696</b>

# 損益計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,139,897
売上原価	2,345,914
売上総利益	793,982
販売費及び一般管理費	439,046
営業利益	354,935
営業外収益	
受取利息	18
受取家賃	558
受取保険金	2,589
その他	382
合計	3,548
営業外費用	
その他	43
経常利益	358,440
特別損失	
固定資産除却損	4,310
損害賠償金	25,830
合計	30,140
税引前当期純利益	328,300
法人税、住民税及び事業税	13,819
法人税等調整額	86,225
当期純利益	228,255

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

株式会社トレードワークス  
取締役会 御中

監査法人シドー  
横浜事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	五 百 蔵	豊
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	有 光	洋 介

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トレードワークスの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トレードワークス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

株式会社トレードワークス  
取締役会 御中

監査法人シドー  
横浜事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	五 百 蔵	豊
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	有 光	洋 介

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トレードワークスの2022年1月1日から2022年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月21日

株式会社トレードワークス 監査役会

常勤監査役 森山 武彦 ㊟

監査役 高橋 雅之 ㊟

監査役 松島 秀也 ㊟

(注) 常勤監査役森山武彦、監査役高橋雅之及び松島秀也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額は49,078,110円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月30日



## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員6名のうち、本定時株主総会終結の時をもって、浅見勝弘、徳島直哉、安藤千年、梅原久和の4名は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものではありません。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 再任	あさみ かつひろ 浅見勝弘 (1957年8月2日)	1980年4月 株式会社ビジネスコンサルタント入社 1985年2月 株式会社アイネス入社 1987年7月 日本ストラタスコンピュータ株式会社(現日本ストラタステクノロジー株式会社)入社 1993年8月 株式会社ヴァーチャルウェア設立 代表取締役社長 1999年1月 当社設立 取締役 2004年11月 当社代表取締役社長(現任)	1,138,900株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 浅見勝弘氏は、1999年1月に当社設立において取締役就任、2004年11月に当社社長に就任以来、現在も最高責任者として、中長期的戦略を立案するとともに、経営全般を統括しております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識は、当社の経営に活かせることが期待され、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
2 再任	とくしま なおや 徳島直哉 (1978年6月5日)	1999年4月 株式会社全商コンピュータサービス入社 2002年5月 当社入社 2009年1月 当社取締役システム事業本部長 2016年4月 当社取締役営業部長 2018年8月 当社取締役金融ソリューション事業部長(現任)	30,200株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 徳島直哉氏は、大手企業での多分野に亘るソリューション事業に携わり、幅広い知識を有しております。当社におけるソリューション事業を統括してきた実績から、ソリューション事業の拡大等、事業全般を索引し、企業価値向上への貢献が期待されるものとして、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3  <b>再任</b>	安藤 千年 (1953年4月28日)	1976年4月 ユニ・チャーム株式会社入社 1986年4月 C&A JAPAN入社 1990年6月 日本ストラタスコンピュータ株式会社(現日本ストラタステクノロジー株式会社)入社 1993年6月 フランクリンミント株式会社入社 1993年9月 同社代表取締役社長 2007年8月 当社入社 2013年3月 当社取締役管理本部長 2016年4月 当社取締役管理本部長 2018年8月 当社取締役管理本部長(現任)	31,400株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 安藤千年氏は、財務・経理・リスクマネジメントに関する専門的かつ広範な知識に加えマネジメントを含む豊富な経験を有しております。当社の組織体制等の基盤の構築を始めとする、当社の業務執行の監督を行うに適任であると考え、引き続き選任をお願いするものであります。			
4  <b>再任</b>  <b>社外</b>  <b>独立</b>	梅原 久和 (1955年7月5日)	1974年4月 東京国税局入局 2017年8月 梅原久和税理士事務所代表(現任) 2017年8月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 梅原久和税理士事務所代表	900株
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 梅原久和氏は、長年にわたり東京国税局の要職を歴任されており、当社取締役会において専門的な助言・監督を行っております。引き続き専門的見地から取締役の職務執行に対する助言・監督を行っていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 梅原久和氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 当社は、梅原久和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。  
 4. 梅原久和氏は現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終了の時をもって5年8ヶ月となります。  
 5. 当社は、梅原久和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2022年3月30日開催の第24期定時株主総会において補欠監査役に選任されました下田一夫氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
下田一夫 (1945年10月31日)	1964年4月 広島国税局入局 1965年3月 東京国税局入局 2005年8月 下田一夫税理士事務所代表(現任) 2021年3月 当社補欠監査役(現任) (重要な兼職の状況) 下田一夫税理士事務所代表 <b>【補欠監査役候補者とした理由】</b> 下田一夫氏は、長年にわたり東京国税局の要職を歴任し、また、税理士の資格を有しており、その高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 下田一夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 下田一夫氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

#### 第4号議案 取締役報酬等の額の改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年3月23日開催の第9期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、役員報酬制度の見直しの一環として、経営環境及び経済情勢等の変化を勘案し、取締役の報酬等の額を年額300百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、任意の指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

本議案をご承認いただいた場合、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。また、本議案における本報酬等の額改定は、当該変更後の方針に沿って取締役の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であると考えております。

なお、現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案通り承認可決された場合も、取締役の員数に変更はありません。

**第5号議案** 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、第4号議案「取締役報酬等の額の改定の件」が原案通り承認可決されますと、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除きます。）となります。

今般、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決された場合も、取締役の員数に変更はありません。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年25,000株以内といたします。ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われる場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利とされない範囲において、取締役会で決定いたします。

本議案における報酬額の上限、発行または処分される当社普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日から、3年から5年までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位（以下「役職等の地位」という。）のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が譲渡制限期間において、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の役職等の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

#### (3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由によらず退任等した場合には、本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認日を含む月までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式数について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

**【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針**

当社は、第4号議案、第5号議案をご承認いただいた場合、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下の内容に変更する予定であります。

**1. 基本方針**

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的として決定されるものとする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみ支払うこととする。

**2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針**

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととする。なお、基本報酬（金銭報酬）の限度額は、2023年3月29日開催の第25期定時株主総会において決議された総額（年額3億円）の範囲内において決定するものとする。

**3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針**

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定するものとする。なお、譲渡制限付株式報酬の限度額は、2023年3月29日開催の第25期定時株主総会において決議された年額30百万円以内（割り当てる株式の総数は、年25,000株以内）の範囲内において決定するものとする。

**4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針**

取締役の金銭報酬と譲渡制限付株式報酬の額の割合は、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定する。

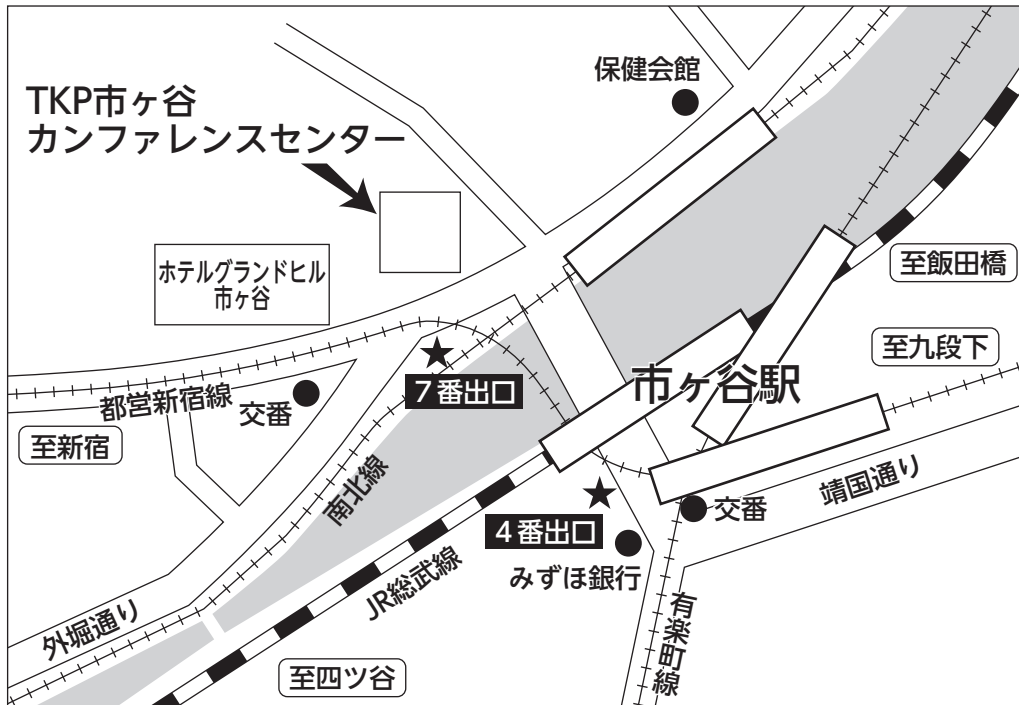
**5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項**

個人別の報酬額については、指名・報酬諮問委員会による審議・取締役会への答申を踏まえた取締役会決議を経て、代表取締役社長である浅見勝弘がその具体的内容について決定する旨の委任をうけるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額とする。なお、譲渡制限付株式報酬は、指名・報酬諮問委員会による審議・取締役会への答申を踏まえ、取締役会において決議する。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区市谷八幡町8番地TKP市ヶ谷ビル  
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター  
9階 「バンケットホール9A」



## ■交通機関

- 東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」7番出口から徒歩1分
- 都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」4番出口から徒歩2分
- JR線「市ヶ谷駅」から徒歩2分

※ ご来場には公共交通機関をご利用ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。